

イギリスののれん会計に関する一考察

——会計上の選択と影響要因——

善 積 康 夫

キーワード

のれん
買入のれん
無形資産
会計基準
公的会計選択
私的会計選択

I はじめに

イギリスでは、1997年12月に会計基準審議会 (Accounting Standards Board: ASB) から財務報告基準第10号「のれんと無形資産」(FRS10号) が公表された。このFRS10号は、前基準設定機関である会計基準委員会 (Accounting Standards Committee: ASC) からすでに公表されていた会計実務基準書第22号「のれんの会計」(SSAP22号, 1984年12月公表, 1989年7月改訂) に取って代わるものであった。

イギリスにおける最初ののれん会計基準であるSSAP22号は、当時の買入のれんに関する多様な会計実務を考慮した柔軟な基準であった。しかし、そのことが、経営者の裁量的な会計行動を助長するようになった。他方で、こうした実務の動向を問題視する人たちは、情報利用者への有用な情報の提供という視点から、経営者による裁量的選択の余地を可能な限り狭めた会計基準、すなわち標準化ないし画一化指向の会計基準を求めるようになったのである。そして、このような背景の下で、最終的に確定・公表されたのがFRS10号であった。後述するように、イギリスにおけるのれん会計基準の変遷

を振り返ってみると、その設定方針が柔軟化指向と標準化指向の間で揺れ動いていることがわかる。こうしたのれん会計基準の設定方針の揺らぎに影響を与えていた要因は何であったのであろうか。また、柔軟な会計基準であるSSAP22号の下で、経営者は、いかなる動機によって、ある1つの会計処理方法を選択していたのであろうか。本稿は、会計上の選択問題と選択への影響要因についての考察を行うものであるが、イギリスにおけるのれん会計はそのため格好の題材になると思われる。

一般に、会計上の選択問題は、いかなる選択主体に焦点を当てるかによって2つのタイプに分けられる。1つは、会計基準設定主体の基準設定行動 (公的会計選択) に関する問題であり、もう1つは、経営者の会計選択行動 (私的会計選択) に関する問題である。本稿では、この2つのタイプの選択問題を、両者の関連性に留意しながら検討している。なお、ここでは現実に行われている会計上の選択、またその選択に影響を与えている要因を明らかにすることに主眼を置くこととし、どのような会計上の選択が行われるべきかについては論じないこととする。井上[1995]によれば、財務会計論は、あるべき姿の財務会計行動を明らかにする規範的財務会計論と、現実の財務会計行動を解明しようとする事実解明的財務会計論とに分類されるが(33-35ページを参照)、本稿で念頭に置かれている会計選択問題の検討アプローチは、後者の事実解明的財務会計論に基づくものである。

本稿の構成は次の通りである。まず、第2章ではイギリスにおけるのれん会計基準の歴史的

展開を追うことにする。ここでは、のれん会計基準のほか、関連する公開草案や討議資料（以下、単に関連文書と呼ぶ場合がある）を検討の対象にして、それらの特徴を簡単に整理したうえで、その内容に影響を与えた要因について考察することにした。次に、第3章では経営者の裁量的な会計選択行動に目を向けることにする。ここでは、まず柔軟性の高い会計基準である SSAP22号の下での裁量的選択の可能性について指摘する。そのうえで、主に、買入のれんの会計処理に関する経営者の選択に影響を与えた要因を明らかにしたい。最後に、第4章では、本稿での検討の結果を要約することにする。

II のれん会計基準の史的展開

1. 会計基準と関連文書の変遷

以下では、SSAP22号の成立前後から FRS10号の公表に至るまで期間を対象として、のれん会計基準と主な関連文書の変遷について簡単に整理することにした¹⁾。

ASC は、1980年6月に、のれんに関する文書として討議資料「のれんの会計」(DP[1980])を公表した。その当時のイギリスにおける買入のれんの会計実務は多様であり、資産計上するが規則的償却を行わない方法、資産計上したうえで規則的償却を行う方法、取得時に剰余金と即時相殺する方法などが採用されていた²⁾。こ

うした多様な会計実務を標準化（画一化）するという方針の下で公表されたのが、DP[1980]であった。DP[1980]では、買入のれんを資産として取り扱うこととし(par. 4.3)、資産計上後は経済的耐用年数にわたって償却することを求めている(par. 7.5)。また、償却年数は40年を超えてはならないとされた(par. 8.6)。なお、最長償却年数40年にわたって規則的償却を求める処理は、1970年8月にアメリカの会計原則審議会(Accounting Principles Board: APB)から公表されていた意見書第17号「無形資産」(APBO17号)における取り扱いと同様である(APBO17号, pars. 27-29)。

DP[1980]は、買入のれんを資産として計上したうえで、利益に対して規則的に償却する方法（以下、規則的償却法と呼ぶ）を提言したが、こうした処理方法は当時の買入のれんの会計実務では、必ずしも一般的なものではなかった。むしろ取得時に剰余金と相殺する方法（以下、持分控除法と呼ぶ）などを用いて買入のれんを即時償却する企業が多かったのである（注2を参照）。また、ASCがDP[1980]に対して受け取ったコメント・レターを分析した結果、規則的償却法を支持する見解と持分控除法を支持する見解に分かれたという(ED30号, Preface, par. 1.2)。こうした点を考慮したためかもしれないが、1982年10月に公表された公開草案第30号「のれんの会計」(ED30号)では、規則的償却法と持分控除法の選択適用が認められたのである(par. 56)。また、規則的償却法を採用した場合の経済的耐用年数は、20年を超えてはならないとされた(par. 57(f))。

1) イギリスにおけるのれん会計基準と関連文書の変遷をまとめるに当たっては、主として、Nobes [1992], 梅原 [2000], 109-126ページおよび善積 [2005], 55-61ページを参考にした。本稿では、負ののれんについては計上されることが稀であると考えられるため検討の対象とはしない。また、買入のれんに焦点を当てることとし、自己創設のれんについては取り上げないこととする。なお、イギリスののれん会計基準においては、自己創設のれんの資産計上は一貫して認められていない。これについては、SSAP22号, par. 28, 改訂SSAP22号, par. 35およびFRS10号, par. 8を参照されたい。

2) 例えば、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW) が実施した主

要企業300社による買入のれんの会計方針の調査(1979-80年)によると、資産として計上するが償却を行わない方針を採用している企業が43社、資産計上したうえで評価減や規則的償却を行う方針を採用している企業が46社、取得年度に、剰余金と即時相殺したり、損益計算書上の例外的項目や異常損益項目として一括償却する方針を採用している企業が157社、会計方針が明示されていない企業が54社であった (Swanney [1980], p. 94, Table 11.1を参照)。

ED30号の公表から2年ほど経過した1984年12月に、ASCから、のれん会計の確定基準であるSSAP22号が公表された。SSAP22号の内容は基本的にはED30号を引き継いでいる。ただ、ED30号は、規則的償却法と持分控除法について優先順位をつけずに、いずれかの方法を選択することを認めていたが、SSAP22号は、持分控除法を通常の処理方法とし、規則的償却法については採用することが可能な処理方法であるとした³⁾。その後、1989年7月には改訂SSAP22号が公表されたが、この改訂基準では、情報の有用性を高めるために開示面での充実化が図られたにすぎず⁴⁾、のれんの会計処理面に關しては改訂前のSSAP22号からの変更はない。

ところで、イギリスでは、1980年代中頃からテークオーバー事例が大幅に増加しており、企業が処理すべき買入のれんも多額となっていた⁵⁾。こうした状況下で、買入のれんの会計処理方法として持分控除法を採用したために、剰余金がマイナスになるというケースや、さらには株主持分がマイナスになるという極端なケースも見られたという (Nobes [1992], p. 148および Rutteman [1989], p. 27を参照)。ま

た、1989年1月には、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) から公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」(E32号)が公表されたが、そこでは、代替的会計処理方法を可能なかぎり削減するという方針の下に、持分控除法は認められない処理方法とされた (pars. 166, 168)。そして、このような背景の下でASCにより改訂SSAP22号の再検討が行われ、その結果、1990年2月に、公開草案第47号「のれんの会計」(ED47号)が公表されることになったのである⁶⁾。

ED47号では、買入のれんの会計処理は規則的償却法によるものとされ、持分控除法は認められなくなった (par. 50)。なお、償却費の計算は、定額法あるいは、より保守的で、かつ、より現実的な配分となるような他の規則的な方法によらなければならない (par. 50)。また、買入のれんは経済的耐用年数にわたって償却しなければならないとされたが、20年を超える期間がより適切であるということが論証できるような稀な状況では最長40年までの期間にわたって償却することが認められた (pars. 51-52)。さらに、ED47号では、減損テストについての提案がなされている。すなわち、貸借対照表に計上されている買入のれんの額が過大になっていないかを確かめるために、毎年調査を行わなければならない (par. 53)。

さて、このようなED47号における規則的償却法の強制適用の提案に対しては、報告利益の減少に懸念を抱く企業のほか、大手会計事務所からも多くの反対意見が寄せられた⁷⁾。その結果、ASCは、買入のれんの会計処理方法の見

3) SSAP22号, pars. 32, 34を参照。なお、イギリスの1985年会社法では、(のれんが資産として処理される場合には) 取得されたのれんの対価の額は取締役が選択した期間 (のれんの経済的耐用年数を超えてはならない) にわたって規則的に償却されなければならないとしている (第4付則第21条(1)~(3)を参照)。

4) 例えば、改訂SSAP22号では、取得した主要な資産・負債に関する公正価値明細表の作成・開示が求められている (par. 48および Appendix 3を参照)。なお、改訂SSAP22号の公表に先立って、ASCから1988年9月に、公開草案第44号「SSAP22号『のれんの会計』に対する改訂案—追加の開示事項」(ED44号)が公表されている。

5) こうした傾向については、Higson [1998]の調査 (期間: 1976年~1992年) を参照されたい。Higson [1998]における表1と図1では、テークオーバーの事例数が年度ごとに示されている (p. 146, Table 1 and p. 148, Figure 1)。また、図2では、買収側企業の純資産に占めるのれん額の平均的割合が年度ごとに示されている (p. 149, Figure 2)。

6) E32号の存在とテークオーバーの活発化によるのれん額の増加のために、改訂SSAP22号の再検討が必要になったという指摘は、Rutteman [1989]によってもなされている (p. 27)。

7) ED47号における規則的償却法に対しては、企業側の回答の93% (全体では73%) が反対意見であり、大手会計事務所の回答の66% (会計事務所全体では32%) が反対意見であった (DP [1993], pars. 2.3.11-2.3.12)。

直しを余儀なくさせられたのである。そして、1993年12月には、ASB から、討議資料「のれんと無形資産」(DP [1993]) が公表された。DP [1993] は、買入ののれんの会計処理方法を改めて検討した結果、2つの方法、すなわち規則的償却と減損テストを組み合わせる方法と、買入ののれんを取得時に即時に、のれん償却剰余金(株主持分における控除項目)に振り替える方法を提示した(par. 8.1.1)。後者の方法は、買入ののれんを剰余金と直接相殺して消去する方法ではないが、持分から控除する処理方法であることには変わりはない。このように、DP [1993] では、ED47号において認められない処理方法とされた持分控除法が形を変えて再び提示されたのである。ただ、ASB は、2つの会計処理方法を示しながらも、DP [1993] への回答を考慮したうえで、1つの望ましい方法を決定する予定であると述べている(par. 8.1.1)。

その後、1995年6月には、ASB からワーキング・ペーパー「のれんと無形資産」(WP [1995]) が公表され、のれん会計基準設定に向けての準備作業が進められた。そして、1997年12月に確定基準であるFRS10号が成立するに至った。結局、FRS10号では、SSAP22号で原則的処理法とされていた持分控除法は禁止され、規則的償却法が認められる処理方法となった。ただ、有限の経済的耐用年数を有するとみなされる買入ののれんについては、その年数にわたって規則的に償却しなければならないが(par. 15)、経済的耐用年数が不確定とみなされる買入ののれんについては償却してはならないとされている(par. 17)。また、償却年数は20年以内であるが、例外的に20年を超える期間にわたって償却することも可能となった(par. 19)。なお、償却費の計算方法は、他の方法がより適切であることが明らかにされないかぎり、定額法を選択しなければならないとされている(par. 30)。このように、FRS10号では、買入ののれんの経済的耐用年数が有限か、不確定かによって償却の取り扱いが異なっている。ただし、償却を行うか否かにかかわらず、減損テストを

実施する必要はあるとされている(pars. 34, 37)。

以上、イギリスにおいて公表されたのれん会計基準と主な関連文書の要点をまとめてきたが、そこでは、買入ののれんの会計処理の取り扱いにかなりの変化が見られた。以下では、主としてNobes [1991, 1992] の研究を手がかりとして、標準化(画一化)指向と柔軟化(多様化)指向という基準設定方針の相違に焦点を当てながら、のれん会計基準と主な関連文書の特徴を整理し、その内容に影響を及ぼした要因について考察することにした。

2. 会計基準と関連文書の特徴

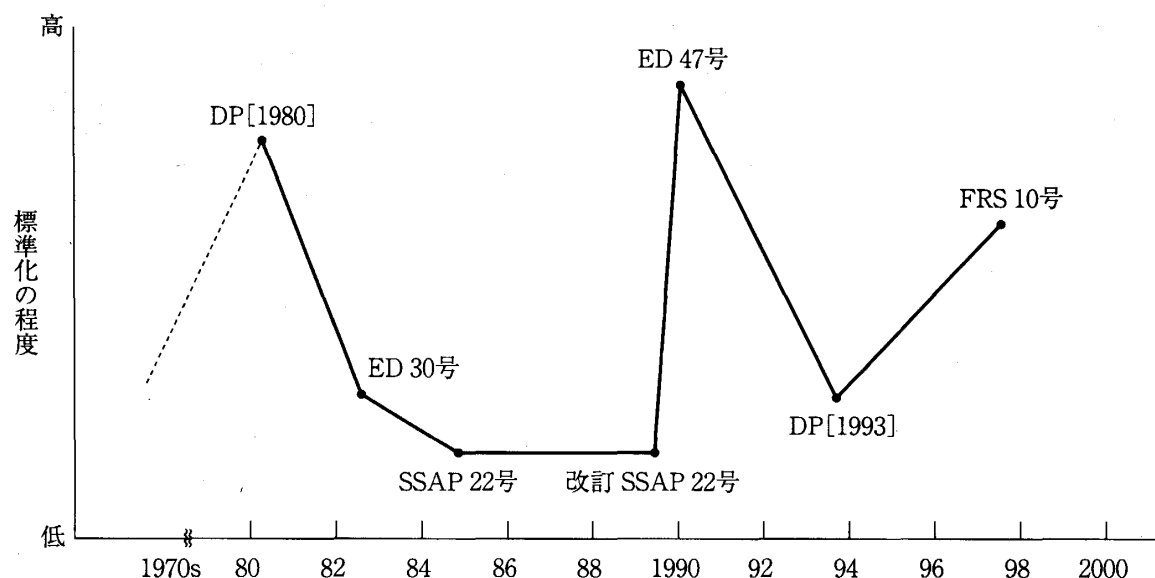
——標準化の程度——

Nobes [1991] は、特定の会計問題に関してASCにより公表された会計基準とその関連文書の変遷を観察したところ、その内容に見られる標準化の程度(degree of standardisation)が周期的に変化することを明らかにした⁸⁾。ここで、標準化の程度とは、「すべての企業に対して同一の測定実務の採用が要求される程度」(Nobes [1991], p. 265)を意味している。したがって、例えば、代替的な会計処理方法が多く認められている会計基準ほど、そうでない会計基準よりも、標準化の程度は低いということになる。次ページの図は、この標準化の程度という視点から、イギリスにおけるのれん会計基準とその主な関連文書の変遷を示したものである⁹⁾。

8) Nobes [1991] は、イギリスにおける会計基準とその関連文書における標準化の程度が周期的に変化しているというサイクリカル・モデル(cyclical model)を提示し、のれん会計のほか、インフレーション会計、研究開発費会計、繰延税金の会計、合併会計において、このモデルの妥当性が高いことを明らかにしている。

9) この図は、Nobes [1992], p. 146, Figure 1に、DP [1993] とFRS10号の部分をつけ加えて示したものである。なお、図の作成に際しては、篠原 [1996], 69ページ, 第1表および梅原 [2000], 183ページ, 図表12-3を参考にした。

図 のれん会計基準と関連文書の変遷



出所) Nobes[1992], p. 146, Figure 1.

なお、DP[1993]とFRS10号の部分は筆者が付け加えた。

この図から明らかなように、イギリスののれん会計基準と関連文書に見られる標準化の程度は確かに周期的に変化している。なお、ここでの標準化の程度は、主として、買入のれんに関する会計処理方法の選択可能性と、規則的償却法における償却年数の取り扱いに基づいて判断されている。したがって、ここでの標準化の程度は、数値化された厳密なものではない。その意味では、この図は、標準化の程度の周期的変化に関する大雑把なイメージを表しているに過ぎないが、その結果は興味深いものである。

まず、DP[1980]は、買入のれんに関して多様な会計実務があった中で、最長40年の償却期間にわたる規則的償却法のみを提案していることから、標準化の程度は高いものといえる。つまり、DP[1980]においては、現状承認型の会計基準を設定しようとするのではなく、標準化の程度の高い会計基準を設定し、会計実務を変えていこうとするASCの姿勢が見られるのである。しかし、次に公表されたED30号は、規則的償却法とともに持分控除法を認め、経営者の裁量的選択をより可能にさせた。したがってDP[1980]に比べると、ED30号は明らかに標準化の程度は低い。その後、確定基準となった

SSAP22号でも、持分控除法が原則的処理法、規則的償却法が代替的処理法という位置づけではあるが、いずれかの方法が選択可能であるという状況には変わりはない。ところが、規則的償却法における償却年数については、ED30号では20年を超えてはならないとしているのに対して、SSAP22号では償却年数は明示されていない。また、SSAP22号では、複数の買収が行われたときに生じた買入のれんに対して、個々の買収ごとに持分控除法と規則的償却法の選択適用が可能であるとされている(par. 35)。それに対して、ED30号ではそのような選択適用は禁止されている(par. 27)。以上の点を考慮すると、両者とも持分控除法と規則的償却法を選択可能な処理法として認めているとはいえ、SSAP22号のほうがED30号より標準化の程度は低いと考えることができる。

以上のように、DP[1980]以降、買入のれんの会計処理に関しては、標準化の程度は低下する傾向にあった。しかし改訂SSAP22号の次に公表されたED47号は、標準化の程度を一気に引き上げるものとなった。というのは、ED47号では、持分控除法が禁止され、規則的償却法のみが認められたからであり、また、規

則的償却法を適用する場合の償却年数が20年以内（例外的に40年以内）であることが明記され、さらには償却費の計算方法（定額法など）についても規定されているからである。しかしながら、ED47号は基準化されずに、ASBにおいてのれんの会計問題が引き続いて検討されることになる。その結果、標準化の程度の低いDP [1993] が公表されることになった。DP [1993] では、結論として規則的償却と減損テストを組み合わせる方法と、持分控除法という2つの方法が提案された。なお、規則的償却を行う場合の最長償却年数は20年とされている（par. 4.1.1）。そして、1997年12月に公表されたFRS10号では、結局、規則的償却と減損テストを組み合わせる方法のみが採用された。持分控除法はもはや認められない方法となったのである。規則的に償却を行う場合の償却年数は、20年以内が目安とされているが、そのほかに20年を超える期間（40年という制約はない）にわたって償却される場合、さらには非償却の場合も規定されている。このような償却の取り扱いからすれば、FRS10号はED47号よりも標準化の程度は低いものと考えられる。

それでは、ASC (ASB) が公表したのれん会計基準と関連文書の内容（標準化の程度）に影響を与えた要因は何であったのだろうか。また、そもそも、ASC をのれん会計基準の設定へと促した要因は何であったのだろうか。以下では、主に Nobes [1992] を参考にして、この点について考えてみることにしたい¹⁰⁾。

3. 影響要因の識別と検討

Nobes [1992] は、ASC の基準設定行動への刺激要因について、1970年代と1980年代後半に分けて次のように説明している。まず、1970年代における要因は、アメリカにおけるのれんの会計処理ルールが存在、イギリスにおける多様なのれん会計の実務、および EC 第4号指令

と第7号指令草案の公表であった¹¹⁾。そして、こうした要因がASCを、のれんの会計基準の設定へと向かわせ、結果としてSSAP22号が成立することになったのである。また、1980年代後半には、ASCをSSAP22号の改訂そしてED47号の公表へと向かわせることになるが、その要因となったのが、テークオーバーの活発化による買入のれん額の増大とそれに起因する持分控除法適用の困難性、合併会計問題やブランド資産計上問題に関する論争の広がり、IASCのE32号による持分控除法禁止の提案その他の国際的影響、および会計ルールや実務における曖昧さ・柔軟性に対する批判の高まり、であったとされている¹²⁾。すなわち、以上を要約すると、ASCをのれんの会計基準の設定へと促した主な要因としては、のれん会計の実務の多様性、テークオーバーの活発化という経済的要因、およびEC指令、IASCさらには他国からの影響という国際的要因を挙げることができよう。

11) Nobes [1992], p. 157を参照。EC第4号指令「一定の会社形態の財務諸表」（1978年7月採択）では、のれんを資産として計上したうえで（第9条、C. I. 3）、最大5年での償却を求めているが、加盟国に対しては5年を超える限定された期間にわたって規則的に償却することも認められた（第34条1項(a)および第37条2項）。なお、このEC第4号指令は、イギリス会社法での国内法化（1981年会社法）が予定されていた。また、EC第7号指令「連結財務諸表」（1983年6月採択）では、規則的償却法のほかに持分控除法が認められたが（第30条）、草案（1976年公表）の段階では持分控除法は選択可能とはされていなかったという。DP [1980]において規則的償却法が採用された理由の1つは、EC第4号指令と第7号指令草案でのこのような取り扱いを考慮したためである（以上は、Nobes [1991], pp. 269-270およびNobes [1992], p. 144を参照）。

12) Nobes [1992], pp. 157-158を参照。このうち、合併会計の問題というのは、買入のれんの計上を回避するために、企業結合の会計処理として持分プーリング法が乱用されたことを指す（こうした事例については、Rutteman [1987], pp. 34-36を参照）。なお、ブランド資産の計上問題については、第3章で取り上げることとする。

10) 以下、のれん会計基準および関連文書への影響要因に関する考察は、善積 [2005], 61-67ページでも行われているので、参照されたい。

さて、次に、のれん会計基準と関連文書の内容への影響要因であるが、これについて Nobes [1992] は、標準化の程度を低下させる要因と高める要因とに分けて説明している (pp. 158-159)。そして、彼によれば、標準化の程度を低下させる要因となるのが、買入のれんの会計実務の柔軟性・多様性を維持しようとする経営者の姿勢であるという (p. 158)。例えば、剰余金の大きさ、買入のれんの額、利益の水準、テークオーバーに対する脆弱性などの状況が企業によって異なるのであれば (また、企業が直面するこうした状況は将来変化するかもしれないので)、できるだけ良好な会計上の結果を示したいと考える経営者にとっては、のれん会計に多様な実務が認められていたほうが好都合である (Nobes [1992], p. 143)。さらに、イギリスののれん会計における標準化、画一化の方向は報告利益の減少をもたらす規則的償却法への一本化であった。そのこともあって、経営者は、標準化の程度を高めようとする基準設定方針に強く反対し、結局 ASC は、現行の会計実務を考慮に入れた柔軟な会計基準を設定するに至ったのである。このような経緯で誕生したのが、SSAP22号であったといえよう。ところで、経営者とともに会計事務所 (監査人) も、ED47号における規則的償却法の強制には反対の立場をとった。その理由としては、会計事務所が経営者によって監査人として指名され、報酬を受け取る立場にあったこと、また、買入のれんの経済的耐用年数の見積りの妥当性について、監査判断が困難であったことを挙げることができる (Hastie [1990], p. 28 および Nobes [1992], p. 158 を参照)。

SSAP22号が現行の会計実務を重視した会計基準であったことは、連結のれんの会計処理に関する ICAEW の調査結果からも見て取ることができる。とくに ICAEW による 1984-85 年度の調査は、SSAP22号公表直前ののれん会計に関する実務の状況を明らかにしており、非常に興味深いものである。これによると、大規模上場企業と中規模上場企業の多くが SSAP22

号において原則的処理法となっている持分控除法を採用しており、規則的償却法を採用している企業は極端に少ないのに対して、非上場の大企業においては、資産計上するが規則的償却は行わない方法の採用事例が比較的多くなっている¹³⁾。このことから、SSAP22号は、とくに上場企業の現行実務を考慮した基準であることがわかる。また、SSAP22号が規則的償却法を代替的方法として認めたのは、剰余金が少ないために持分控除法の適用が困難な企業に対する配慮であったとも考えられるのである (Cooke [1985], p. 102)。

このように、現行の会計実務の柔軟性を維持するという意味での現状是認型ののれん会計基準の設定を望んだのが、企業経営者 (そして会計事務所) であった。それに対して、経営者による裁量的な選択を可能なかぎり認めないような標準化の程度の高いのれん会計基準の設定を

13) ICAEW による連結のれんの会計処理方法についての調査結果は以下の通りである (Steen and Wilkins [1984], pp. 164-165, Table 13 をもとに作成)。なお、のれんを開示した企業数は、大規模上場企業 75 社、中規模上場企業 86 社、大規模非上場企業 18 社であった。

	大規模 上場企業 (75社)	中規模 上場企業 (86社)	大規模 非上場企業 (18社)	合 計 (179社)
剰余金に対して即時に 相殺消去	81%	75%	39%	73%
剰余金からの控除項目 として表示	1	1	11	2
取得年度の異常損益項目 として一括償却	7	6	6	6
資産計上し規則的償却 ・剰余金に対して償却 ・異常損益項目として 償却費を計上 ・税引前利益に対して 償却	— 1 1	1 2 2	— — —	1 2 2
資産計上するが規則的 償却は行わない	9	13	44	14
合 計	100	100	100	100

推し進めようとする動きもあり、それはとくに ED47号公表時において顕著であった。Nobes [1992]によれば、その推進力となったのが、プロフェッションとしてのシニア・メンバーであったという (p. 158)。彼らの特徴は、ASCのメンバーとして会計基準設定作業に携わる場合においても、所属団体 (あるいは出身母体)の意向とは一線を画し、独立心をもって個々の判断を行うところにある (Nobes [1992], pp. 157-158 および Nobes [1991], p. 266 を参照)。もちろん、プロフェッションであるからには、そこでの判断は高度な会計的知識に裏打ちされたものであろう。そうした彼らが、のれん会計基準の標準化の程度を引き上げようとしたのである。ED47号公表時の会計実務でも、相変わらず規則的償却法を採用する企業は非常に少なかった¹⁴⁾。そのような中で、経営者等からの強い反対を受けながらも、ASC は ED47号を公表し、規則的償却法の強制という現状変革型の会計基準の設定に踏み出したのである。そして、このような ASC の基準設定方針を後押ししたのが、イギリス政府、報道機関および (IASC に代表される) 国際機関であったという (Nobes [1992], p. 158)。

一般に、標準化の程度の低いのれん会計基準が設定されるときには、ASC が会計情報の作成者である経営者の意向を重視している可能性があるといえよう。他方、標準化の程度の高いのれん会計基準が設定されれば、より比較可能な情報が提供されることになるので、情報利用者にとっては望ましい事態となろう。また、買入のれんを剰余金と即時相殺する処理法である持分控除法によれば、買入のれんに対する支払額が資産計上されないことになり、アカウンタビリティの明示という観点からも問題となる¹⁵⁾。したがって、情報利用者にとっては、買

入のれんに関する代替的処理方法を排除するのであれば、持分控除法を禁止し、規則的償却法に一本化するほうが望ましいといえよう。他方で、経営者にとっては、持分控除法によれば、買入のれんの償却費を計上する必要はなく、報告利益の減少を回避することができるので好都合であるが、控除可能な剰余金の額が少ない場合もあるので、規則的償却法という選択肢はあったほうがよいことになる。こういった意味では、SSAP22号は、まさに経営者にとって好都合な基準であったといえよう。そこで、次章では、主に SSAP22号の下での経営者の裁量的な会計選択行動について考察することにした。

Ⅲ 経営者の裁量的会計行動

1. SSAP22号における会計選択

前章では、イギリスにおけるのれん会計基準をめぐる史的展開と基準設定への影響要因を検討してきた。すなわち、そこでは会計基準設定者レベルでの公的な会計選択に焦点を当てたのであった。そして、企業経営者は、この公的会計選択によって確定された会計基準の枠内で私的な会計選択を行う。したがって、公的会計選択は、経営者による私的会計選択の範囲を制約することになる。私的会計選択は、会計の認識対象である取引や経済事象に対して、認められた会計方法の中からいかなる方法を選択するかということに関わっている。一般に、いかなる会計処理方法が選択されるかによって、報告利益などの会計数値は異なったものになる。そのため、例えば、経営者は、会計基準の枠内で自らにとって望ましい利益数値をもたらすような会計処理方法を選択するかもしれない。これが、経営者による裁量的な会計選択行動である。こうした経営者の裁量行動が、提供される情報

14) 例えば、ICAEW による主要企業300社の調査 (1990-91年度) によると、規則的償却法を採用している企業は全体の3%にすぎない (Tonkin [1991], p. 217, Table 16を参照)。

15) 買入のれんの会計処理方法とアカウンタビリ

ティーとの関連については、ED47号, Appendix, par. 15 および Nobes [1992], p. 152 を参照されたい。また、DP [1993] では、アカウンタビリティの観点から、買入のれんの会計処理案ごとに問題点が検討されている。

の有用性を低下させるようなことになれば、会計基準の改訂あるいは新たな会計基準の設定へと、基準設定機関を促すことにもなりかねない。この場合は、経営者による会計選択が、結果として、基準設定機関の基準設定行動（公的会計選択）に影響を与えたことになる。このように、公的会計選択と私的会計選択は相互に影響を及ぼす関係にあるといえる¹⁶⁾。

前述のように、SSAP22号は、上場企業の現行の柔軟な会計実務を重視して（言い換えれば、私的会計選択の影響を受けて）設定された基準であった。こうした経緯もあって、SSAP22号は、標準化の程度が極めて低いものの会計基準となった。Woolf [1990] は、SSAP22号の「……のれんの会計に対する自由放任主義的な態度 (*laissez-faire attitude*) は、最も望ましい結果をもたらすような処理の選択を企業に促してきた」(p. 92) と述べ、その具体例を挙げている。以下では、主に Woolf [1990] を参考にしつつ、SSAP22号においてどのような裁量的選択が可能であるのかについて検討することにしてしよう¹⁷⁾。

まず第1に、買入のれんの会計処理方法間での選択が経営者の裁量に委ねられていることである。SSAP22号の下では、買入のれんの会計処理方法として、持分控除法と規則的償却法のいずれかの選択適用が可能である。そのため、経営者は、報告利益の減少を回避したい場合には持分控除法を採用し、剰余金の減少による財政状態の悪化を回避したい場合には規則的償却法を採用することができる。しかも、個々の企業買収ごとに、発生した買入のれんに対して、いずれかの方法をその都度、選択適用することができる。また、買入のれんの一部を剰余金と

相殺し、残額を規則的に償却するという方法を採用した企業も存在していたという (Rutteman [1987], p. 34)。

第2に、企業買収により取得された資産の評価基準に関する裁量的選択である。SSAP22号では、買入のれんの額は、支払った買収対価の公正価値と取得した分離可能な純資産の公正価値の合計額との差額でなければならない、とされている (par. 29)。ただ、取得した分離可能な資産に公正価値が付される場合、公正価値の解釈いかんによって、実際に採用される評価基準が企業間で異なる可能性がある。評価基準を裁量的に選択できるとしたら、例えば、取得した固定資産に低い金額を割り当てたうえで（それゆえ、買入のれんに割り当てる金額を多くしたうえで）、持分控除法を適用すれば、買入のれんの償却費の計上が回避されるとともに、固定資産の現在及び将来の減価償却費もより少なくなるので、その分だけ報告利益を高めることができる (Woolf [1990], p. 92)。

第3に、予想される将来の損失や経営組織の再構築費用に関する引当金を買収時に設定される場合に、裁量的な選択がなされる可能性もある。SSAP22号によれば、「買収時に、分離可能な純資産に対して公正価値が付される場合に、買収価額の決定に際して考慮される項目、すなわち予想される将来の損失あるいは組織の再構築のコストについて引当処理が必要になるかもしれない。このような引当金の設定が必要とされる場合には、それは買収時に計上される負債の一部を形成する……」(par. 14) とされている。引当金は見積りによって計上される負債であるから、経営者の恣意性が介入することもある。買収時に再構築引当金が設定されれば、その計上額だけ、買入のれんの額が増加する。もし、その買入のれんの処理方法として持分控除法が採用されるなら、買入のれんの償却費は計上されないため報告利益には何ら影響はない。他方で、将来、再構築費用が支払われるときには、引当金の取り崩しによって対応されるため、費用計上は行わずにすむし、もはや必要でない

16) 公的会計選択（社会的選択）と私的会計選択との関係については、黒川 [1999]、23-25ページを参照されたい。

17) 以下の、SSAP22号の下での経営者による裁量的選択の具体例をまとめるに当たっては、Woolf [1990]、p. 92のほか、Rutteman [1987]、pp. 32-34を参考にしている。

と判断された引当金の超過額部分を戻し入れることで、報告利益を高めることができる (Woolf [1990], p. 92)。

第4に、持分控除法採用時に、買入のれんの相殺の対象となる剰余金について、裁量的な選択が可能となる。SSAP22号では、「……買入のれんは、通常は、取得時に剰余金と相殺することにより即時に財務諸表から除去しなければならない……」(par. 32)とされているが、どの剰余金と相殺すべきなのかは明らかにされていない。一般的には、買入のれんの相殺のために利用される剰余金は未処分利益 (すなわち資本金及び剰余金の部における損益勘定) になると考えられるが (Ruttuman [1987], p. 33), 実務では、再評価積立金を利用する事例、株式プレミアム勘定を取り崩し設定された剰余金 (のれん控除のための剰余金) を利用する事例、さらには特定の剰余金とは相殺せずに、資本金および剰余金の部においてマイナス項目として表示する事例が見られたという¹⁸⁾。

第5に、規則的償却法の採用時において、償却年数や償却費の計算方法について裁量的な選択が可能である。SSAP22号では、「……買入のれんは、通常の活動に関わる損益を求めるに当たり、その経済的耐用年数にわたり損益計算書に規則的に償却費を計上することによって、財務諸表から除去することもできる……」(par. 34)と規定されているが、経済的耐用年数そのものは明示されていない。SSAP22号では、償却費の計算方法についても具体的な規定はないが、そこでは規則的な償却が求められているので、経営者の裁量によって毎期の償却費を自由

に増減させることはできない。ただ、例えば早い年度の報告利益に対する影響をできるかぎり少なくするために、通増的な償却費の計算法を採用することは可能となる (Woolf [1990], p. 92)。

第6に、買入のれんの計上を回避したり、あるいはその計上額を少なくするために、買入のれんからブランド、出版タイトルなどの無形資産を分離して計上するという処理が、経営者の裁量で行われていたことである。買入のれんを資産として計上した場合には、償却費の計上により現在および将来の報告利益が減少する。これを回避するために持分控除法を採用した場合でも、もし剰余金が大幅に減少することになれば、財務諸表の利用者に対して財政状態が弱体化したかのような印象を与えかねない。そこで、経営者はこうした事態に対処するために、買入のれんからブランド、出版タイトルなどの無形資産を分離して計上したのであるが、これらの無形資産に対しては、限られた経済的耐用年数をもたないなどの理由で、規則的な償却は行われなかったという¹⁹⁾。したがって、無形資産の償却費の計上によって報告利益が減少するという事態も回避されたのである。このように、当時は、ブランドなどの無形資産に関する会計基準は存在しなかったこともあり、そのことが無形資産の会計処理に関して経営者の裁量的な選択を誘発していたのである。ところで、こうした状況を問題視したASCは、1990年5月に公開草案第52号「無形固定資産の会計」(ED52号)を公表し、無形資産の会計実務の柔軟性に歯止めをかけることになった。ED52号では、ブランドはのれんの一部として処理し、無形資産項目として別個に貸借対照表に計上してはな

18) このような事例については、Ruttuman [1987], pp. 33-34を参照されたい。なお、イギリスでは、1981年会社法で認められた合併救済措置 (merger relief) を利用して、パーチェス法適用時に、原則として取り崩すことができない株式プレミアム勘定に対して買入のれんを相殺する処理が行われていたという。合併救済措置の内容およびパーチェス法採用時における当該措置の利用例については、梅原 [2000], 115-117ページおよびRuttuman [1987], p. 34を参照されたい。

19) 白石 [1997]では、ブランドなどを資産計上した主要企業について、採用された評価基準、非償却の論拠、資産計上額などがまとめられているので、参考にされたい (56-61ページ、表4.1)。なお、この中には、買収ブランドだけではなく、自己創設ブランドをも計上したランクス・ホーヴィス・マクドゥーガル社 (Ranks Hovis McDougall PLC) の事例も取り上げられている。

らないとされた (par. 25)。また、無形資産は限られた経済的耐用年数をもつものとされ、20年以内 (例外的に40年以内) の期間にわたって償却を要するものとされている (ED52号, par. 41)。

以上のように、SSAP22号の特徴は、様々な局面で経営者に裁量的な選択を可能にさせていることにある。以下では、買入のれんの会計処理に関する裁量的選択に焦点を当てた実証研究を取り上げ、その選択への影響要因について検討することにした。

2. 私的会計選択への影響要因

(1) 無形資産の計上をめぐる裁量的選択

すでに述べたように、イギリスにおけるのれん会計基準の設定において、企業経営者は規則的償却法の強制という意味での画一化方針には強く反対した。規則的償却法を採用すれば、現在及び将来の報告利益が減少するからである。かといって、持分控除法によっても、剰余金の減少幅が大きくなれば、財務諸表の利用者に対して企業の財政状態が弱体化しているという印象を与えかねない。こうした事態に対処するために、経営者は、買収時に買入のれんからブランドなどの無形資産を分離して貸借対照表に計上する (しかも、計上した無形資産に対しては規則的な償却を行わない) という会計処理を採用するようになったのである。

Muller [1999] は、このようなイギリス企業の会計実践に目を向け、SSAP22号の下において、経営者がいかなるインセンティブにより、取得したブランドなどを無形資産として認識計上するのかを検討している。なお、ここで彼が目しているのは、経営者の裁量的選択のインセンティブに関わる契約コスト要因であり、具体的に取り上げられているのは、ロンドン証券取引所における種別テスト規則、金融機関との債務契約、および株式発行などの資金調達に関わる要因である。

ロンドン証券取引所における種別テスト規則においては、上場企業が大規模な取得や処分を

行う場合には、事前に株主の承認を得なければならない。具体的には、取得や処分の規模の判断基準となる複数の比率のうち、いずれかが25%以上になる場合には、株主総会での株主の承認を得ることが必要となるが、その比率の中には、買収側企業の純資産額を用いる比率、例えば、買収対価の額を上場企業 (買収側企業) の純資産で除した比率が含まれている²⁰⁾。したがって、将来において買収を計画している企業には、この比率が25%以上にならないように、純資産額を確保しようとするインセンティブが生ずる。もし、株主の承認を要するという事態になれば、企業は、株主総会開催に関連するコストを負担しなければならないし、また株主総会の決議いかんでは、買収計画そのものの見直しが必要になるかもしれない。このような不利な帰結を回避するために、経営者は、持分控除法の採用時には、剰余金の減少幅を抑えるために、買入のれんから買収ブランドなどを分離して資産計上しようとするのである (Muller [1999], pp. 182-183)。

このような経営者の会計行動は、債務契約においても見られる。イギリスの金融機関の貸付担当者は、貸付先企業の信用力を評価するためにレバレッジ比率を用いる場合が多いという²¹⁾。経営者にとっては、債務契約の締結や履行を有利に進めるうえで、レバレッジ比率が上昇 (悪化) することは避けなければならない。そこで、経営者は、持分控除法の適用に当たり、買入のれんから買収ブランドなどを分離して資産計上することで剰余金の減少幅を抑え、レバレッジ比率の上昇 (悪化) を食い止めようとするであろう (Ibid., p. 183)。また、株式の発行による資金調達や負債の借り換えを行おうとする企業

20) ロンドン証券取引所における種別テスト規則の概要については、Muller [1999], pp. 181-183および白石 [2003], 30-32ページを参考にした。

21) Muller [1999], p. 183. なお、Muller [1999] では、レバレッジ比率として、企業の長期負債を、取得ブランドの資産計上前の総資産額で除した比率が用いられている (p. 185)。

は、望ましい株式発行価格や融資の条件を得るために、より健全な財政状態を報告したいと考えるが、その手段として買収ブランドなどを資産計上することが予想されるのである²²⁾。

Muller は、以上のような経営者の裁量行動について実証分析を行っている。なお、ロンドン証券取引所における種別テスト規則については、買収ブランドなどの無形資産を計上した年度の次の年度において実施された取得および処分であって、無形資産の計上によって株主承認要件を回避できたものの件数が変数とされている (*Ibid.*, p. 185)。サンプルは、1988年から1996年までの間に買収ブランドなどの無形資産を財務諸表に計上したイギリス企業33社であり、また比較のために、同一年度ののれんの計上を伴う買収を行ったが、ブランドなどの無形資産を認識しなかった企業も選択された (*Ibid.*, pp. 184-185)。

そして単変量テストの結果によると、無形資産を計上した企業は計上しなかった企業よりも、取得および処分の件数は多く、レバレッジ比率も高いという結果が得られ、その差はいずれも5%水準で統計的に有意であった (*Ibid.*, p. 188, Table 1 を参照)。また、Muller は、取得および処分件数、レバレッジ比率、企業規模などを説明変数とし、ブランドなどの無形資産の計上の有無を被説明変数とするロジット回帰分析を行い、取得および処分件数の係数が正であり、5%水準で有意であるという結果を得た (p. 189, Table 2 を参照)。つまり、取得および処

分件数の多い企業ほど、あらかじめ買入ののれんからブランドなどの無形資産を分離して計上しておく傾向があるということである。そして、これらの結果を受けて、Muller は、「……将来の取得や処分を計画しているイギリス企業は、ロンドン証券取引所が課している株主承認を得るためのコストを削減しようとして買収ブランドを資産計上していた……」(p. 190) と指摘している。

(2) 資産計上法・持分控除法間での選択

以上のように、Muller の研究は、持分控除法による買入ののれの処理を前提としたうえで、買入ののれんからブランドなどの無形資産を分離して計上するという経営者の選択行動のインセンティブについて実証的な解明を試みたものであった。それに対して、次に紹介・検討する Gore et al. [2000] では、買入ののれの会計処理方法である資産計上法と持分控除法との間での裁量的な選択の問題に焦点を当てている²³⁾。そして、ここでは、経営者がいかなる要因に基づいて2方法間での選択を行うのかが検討されている。Gore et al. は、まず経営者の選択に影響を与える契約コスト関連の要因として、会計利益に基づく経営者報酬制度、ギアリング比率に基づく債務契約条項、ロンドン証券取引所における種別テスト規則などを用いている²⁴⁾。

22) Muller[1999], p. 183. Muller は、株式発行による資金調達行動に関する変数として、次年度における普通株の発行による正味受取高を、当年度末における発行済み株式の時価総額で除した比率を用いており、また負債の借り換え行動に関する変数としては、次年度に返済期限の到来する負債を、当年度末における取得ブランドの資産計上前の総資産額で除した比率を用いている (p. 185)。なお、単変量テストおよびロジット回帰分析においても、これらの変数については有意な結果は得られていない (p. 188, Table 1 および p. 189, Table 2 を参照)。

23) Gore et al. は、DP[1993]における買入ののれの会計処理案に基づいて分析を行っている。なお、DP[1993]は、資産計上法 (asset-based methods) と持分控除法 (elimination methods) を提示しているが、資産計上法の中には、規則的償却法、資産計上し減損テストのみを行う方法および規則的償却と減損テストを組み合わせる方法を含めている (par. 1.4)。

24) Gore et al. [2000] では、ギアリング比率として、 $(\text{総借入金} + \text{優先株式資本金}) / (\text{総借入金} + \text{優先株式資本金} + \text{普通株式資本金} + \text{剰余金} + \text{少数株主持分} - \text{無形資産})$ が用いられている (p. 219, Table 3)。なお、彼らは、経営者報酬制度についてはその有無、ギアリング比率についてはその高低、種別テスト規則については過去5年間においてその影響を考慮する必要があったか否かについて、ダミー変数を導入した分析を試みているが、その分析は厳密に行われており、例えば、ギアノ

さらに、彼らは、こうした契約コスト要因のほかに、市場の認識に関する経営者の信念に関連する要因（情報効果要因）を取り上げている。つまり、ここでは、資産計上法と持分控除法との間での選択が、アナリストなどの情報利用者の反応に関する経営者の信念によって影響を受けるかどうかの問題とされているのである（*Ibid.*, pp. 216-217を参照）。

Gore et al. [2000] は、公表財務諸表からデータを収集・分析した Muller [1999] とは異なり、イギリスの上場企業の財務担当取締役に送付した質問書（1994年12月送付）への回答（212社）をもとに分析を行っている（pp. 217-218を参照）。なお、212社の回答のうち、資産計上法を望ましいとした企業が61社であるのに対して、持分控除法を望ましいとした企業は151社であった（Gore et al. [2000], p. 220）。

そして、彼らは、上記の契約コスト要因と情報効果要因を説明変数とし、資産計上法と持分控除法間での選択行動を被説明変数とするロジット回帰分析を行っている。それによると、契約コスト要因である経営者報酬制度と債務契約条項については1%水準で統計的に有意な結果となった（*Ibid.*, p. 223, Table 5を参照）。具体的には、現在の「一般に認められた会計原則」（generally accepted accounting principles: GAAP）に基づく利益ベースの経営者報酬制度を有する企業は、当該制度を有しない企業に比べて資産計上法よりも持分控除法を選択する傾向にあり、また現在の GAAP に基づくギアリング比率ベースの債務契約条項を有し、当該比率の高い企業は、低い企業に比べて持分控除法よりも資産計上法を選択する傾向にある、という証拠が得られたのである。一般に、利益ベースの報酬制度のある企業の経営者にとって

は、現在及び将来の報告利益を減少させる資産計上法が採用されれば、自らの報酬減となる可能性があるため不利となる。また、ギアリング比率ベースの債務契約条項を有する企業にとっては、持分控除法を採用した場合、ギアリング比率が上昇（悪化）し、条項違反となる可能性が高くなるため不利となる。したがって、経営者報酬制度と債務契約条項に関する彼らの実証は予想どおりの結果になったといえる²⁵⁾。

さらに、Gore et al. [2000] では、情報効果要因と買入のれんの会計処理方法の選択との関係についても次のような興味深い結果が報告されている（以下、p. 219, Table 3 と p. 223, Table 5 を参照）。まず、資産計上法がアナリストおよびその他の利用者に企業規模の比較・評価をより可能にさせると感じている経営者は資産計上法を選択するという証拠が有意水準1%で得られた。また、次の3点については5%水準で有意な結果が得られている。第1に、買入のれんの規則的償却が強制されることで報告利益が減少する場合に、アナリストが自社の評価を下げてしまうであろうと感じている経営者は持分控除法を選択するということである。第2として、イギリスにおける持分控除法の実務は損益計算書における費用計上を伴わないので、国際的競争という観点からはアメリカ企業よりもイギリス企業の方が有利であると感じている経営者は持分控除法を選択するということである。そして第3に、持分控除法を採用すると、買収によって成長してきた企業と内的な成長を遂げてきた企業との比較を行うに当たってアナリストの推測を歪めると感じている経営者は資産計上法を選択するということである。

このような証拠から読み取れることは、経営

ギアリング比率については単にその高低だけではなく、企業がギアリング比率に基づく債務契約条項を有しているか否か、さらには、その比率の計算が現在の GAAP に基づいているのか、それとも債務契約時の GAAP に基づいているのかが考慮されている（p. 219, Table 3 および p. 217 を参照）。

25) なお、ロンドン証券取引所における種別テスト規則に関しては、有意な結果は得られなかった（Gore et al. [2000], p. 223, Table 5 を参照）。すなわち、過去5年間に於いて種別テスト規則を考慮する必要があったか否かが、資産計上法と持分控除法との間の選択に影響を与える、とはいえないことになる。

者は契約コスト要因のみならず、提供される情報が利用者（アナリストなど）の意思決定にどのような影響を与えるのかという観点（すなわち、どのような情報効果を有するのかという観点）をも考慮に入れて、買入ののれんの会計処理方法の選択を行っている可能性があるということであろう。そして彼らは、一連の実証結果を受けて「……ASBは、会計基準の変更によって企業に負担させることになる潜在的な契約コストに気をつける必要がある。ASBはまた、会計基準の変更が市場による企業の認識の仕方にもどのように影響を与えるのか、についての経営者の懸念に対して注意を払わなければならない」（p. 224）とも述べている。

IV おわりに

以上、本稿では、イギリスにおけるのれん会計を題材として、会計上の選択問題を検討してきた。一般に、会計上の選択問題は、会計基準設定者レベルでの公的会計選択の問題と、企業経営者レベルでの私的会計選択の問題に分けることができる。そこで、第2章では、まず公的会計選択の問題に目を向け、イギリスにおいて実際にどのような会計基準および関連文書の展開が見られたのか、そしてその展開方向に影響を与えた要因は何であったのかについて検討した。そのうえで第3章では、私的会計選択の問題について考察した。ここでは、SSAP22号においてどのような裁量的な会計選択が可能であったのかについて具体例を挙げて説明したうえで、買入ののれんの会計処理に関する経営者の選択に影響を与えたと考えられる要因について検討を行った。最後に、これらの検討結果をまとめることで、本稿を締めくくりにしたい。

まず、イギリスにおけるのれん会計基準の変遷と影響要因については、主として Nobes [1991, 1992] の分析フレームワークにしたがって考察してきたが、その結果、公表されたのれん会計基準とその関連文書において、標準化（画一化）の程度が周期的に変化していることが確認できた。また、ASC (ASB) に会計基

準の設定を促した主要因は、のれんの会計実務の多様性のほか、テークオーバーの活発化のような経済的要因、および EC 指令、IASC や他国の影響といった国際的要因であったことがわかった。さらには、のれん会計基準と関連文書の内容に周期的な変化をもたらした主たる要因は、のれんの会計処理について柔軟性を求め、減益型の会計処理法である規則的償却法の一本化に反対した経営者と、国際的動向に沿った標準化（すなわち規則的償却法の採用）を目指した個々の会計プロフェッションの存在であったことも明らかにされた。

次に、私的会計選択の問題に関しては、SSAP22号における裁量的選択の可能性を確認したうえで、買入ののれんの会計処理に関する経営者の選択行動のインセンティブについて、先行研究における調査結果を参考にしながら考察してきた。そして、Muller [1999] と Gore et al. [2000] の実証結果からは、経営者は、会計数値をベースにした経営者報酬制度や債務契約、さらには証券取引所における種別テストといった契約要因に不利な影響が及ばないように、会計処理方法を選択する傾向にあることがわかった。すなわち、こうした契約要因との関係で、どのような状況に直面しているかによって、経営者は買入ののれんの一部を無形資産として分離して計上するか否かといった選択や、資産計上法（規則的償却法）と持分控除法間での選択を行っていると考えられるのである。また、Gore et al. [2000] の実証結果からは、こうした契約コスト要因とは別に、経営者は、自らの提供する情報が利用者の意思決定にいかなる影響を与えるのかを事前に考慮したうえで、資産計上法と持分控除法間での選択を行っていることも示唆された。

これまで見てきたように、イギリスにおけるのれん会計基準は、実にダイナミックな変遷を辿ってきた。基準設定機関による会計基準の設定や経営者による会計処理方法の選択に対しても様々な要因が影響を与えていたことも明らかとなった。ところで、これまで多くの場合、こ

の2つのレベルの会計選択の問題は、それぞれ切り放して検討されてきたように思われる。そこで本稿では、イギリスののれん会計を題材として、この2つのレベルの会計選択問題の関連性を踏まえつつ、考察を行ってきたのである。一般に、基準設定機関によって会計基準の設定という公的な選択がなされると、経営者はその枠内で私的かつ裁量的な会計選択を行うことになるが、他方で、経営者の会計選択行動（会計実務）が会計基準の設定（改訂）への誘因となり、また会計基準の内容に影響を与えることもある。イギリスにおけるのれん会計においても、このような意味で2つのレベルの会計選択は相互に影響しあう関係にあったといえよう。いずれにしても、現実の会計選択のメカニズムを解明するためには、選択への影響要因の識別を注意深く行うとともに、2つのレベルの会計選択に関連づけて検討していくことが必要であろう。

引用および参考文献

- Accounting Principles Board, *Accounting Principles Board Opinion 17, Intangible Assets*, AICPA, August 1970. 日本公認会計士協会・国際委員会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会, 1978年, 328-342ページ。
- Accounting Standards Board, *Discussion Paper, Goodwill and Intangible Assets*, ASB, December 1993.
- Accounting Standards Board, *Working Paper for Discussion at Public Hearing, Goodwill and Intangible Assets*, ASB, June 1995.
- Accounting Standards Board, *Financial Reporting Standard 10, Goodwill and Intangible Assets*, ASB, December 1997.
- Accounting Standards Committee, *Discussion Paper, Accounting for Goodwill*, ASC, June 1980.
- Accounting Standards Committee, *Exposure Draft 30, Accounting for Goodwill*, ASC, October 1982.
- Accounting Standards Committee, *Statement of Standard Accounting Practice 22, Accounting for Goodwill*, ASC, December 1984 (revised July 1989). 田中弘・原光世訳『イギリス会計基準書 (第2版)』中央経済社, 1994年, 203-230ページ。
- Accounting Standards Committee, *Exposure Draft 44, Proposed Revision to SSAP 22: Accounting for Goodwill - Additional Disclosures*, ASC, September 1988.
- Accounting Standards Committee, *Exposure Draft 47, Accounting for Goodwill*, ASC, February 1990.
- Accounting Standards Committee, *Exposure Draft 52, Accounting for Intangible Fixed Assets*, ASC, May 1990.
- Cooke, Terry, "SSAP 22 and 23: Do They Lack Clear Directives?" *Accountancy*, Vol. 96, No. 1104 (August 1985), pp. 101-104.
- Egginton, Don A., "Towards Some Principles for Intangible Asset Accounting," *Accounting and Business Research*, Vol. 20, No. 79 (Summer 1990), pp. 193-205.
- Gore, Pelham, Fauziah M. Taib, and Paul A. Taylor, "Accounting for Goodwill: An Examination of Factors Influencing Management Preferences," *Accounting and Business Research*, Vol. 30, No. 3 (Summer 2000), pp. 213-225.
- Grinyer, John R., Alex Russell and Martin Walker, "Managerial Choices in the Valuation of Acquired Goodwill in the UK," *Accounting and Business Research*, Vol. 22, No. 85 (Winter 1991), pp. 51-55.
- Hastie, Stuart, "Goodwill - Are We Really Making Progress?" *Accountancy*, Vol. 106, No. 1166 (October 1990), p. 28.
- Higson, Chris, "Goodwill," *The British Accounting Review*, Vol. 30, No. 2 (June 1998), pp. 141-158.
- International Accounting Standards Committee, *Exposure Draft 32, Comparability of Financial Statements*, IASC, January 1989. 日本公認会計士協会訳「国際会計基準公開草案第32号, 財務諸表の比較可能性」『JICPA NEWS』第402号 (1989年2月), 25-46ページ。

- McKinnon, Sharon M.; edited by Alan D. H. Ne-
wham, *The Seventh Directive: Consolidated
Accounts in the EEC*, Kluwer Publishing Li-
mited, 1984.
- Muller III, Karl A., "An Examination of the
Voluntary Recognition of Acquired Brand
Names in the United Kingdom," *Journal of
Accounting and Economics*, Vol. 26, Nos. 1-3
(January 1999), pp. 179-191.
- Nobes, Christopher, "Cycles in UK Standard Set-
ting," *Accounting and Business Research*, Vol.
21, No. 83 (Summer 1991), pp. 265-274.
- Nobes, Christopher, "A Political History of Good-
will in the U.K.: An Illustration of Cyclical
Standard Setting," *ABACUS*, Vol. 28, No. 2
(September 1992), pp. 142-167.
- Rutteman, Paul, "Where Has All the Goodwill
Gone?" *Accountancy*, Vol. 100, No. 1128 (Au-
gust 1987), pp. 32-36.
- Rutteman, Paul, "Mergers, Acquisitions, Brands
and Goodwill," *Accountancy*, Vol. 104, No.
1153 (September 1989), pp. 27-28.
- Steen, D. M. C. E., and R. M. Wilkins, "Group
Accounts," in D. J. Tonkin and L. C. L. Sker-
ratt (eds.), *Financial Reporting 1984-85: A Sur-
vey of UK Published Accounts*, ICAEW, 1984,
pp. 146-179.
- Swanney, W. D. R., "Goodwill and Other Intangi-
ble Assets," in L. C. L. Skerratt (ed.), *Survey
of Published Accounts 1980*, ICAEW, 1980, pp.
92-95.
- Tonkin, D. J., "Survey Tables and Examples," in
D. J. Tonkin and L. C. L. Skerratt (eds.),
*Financial Reporting 1990-91: A Survey of UK
Reporting Practice*, ICAEW, 1991, pp. 165-
271.
- Woolf, Emile, "Arguments in the Goodwill De-
bate," *Accountancy*, Vol. 105, No. 1161 (May
1990), pp. 92-93.
- Young, Steven, "The Determinants of Managerial
Accounting Policy Choice: Further Evidence
for the UK," *Accounting and Business Research*,
Vol. 28, No. 2 (Spring 1998), pp. 131-143.
- 井上良二『財務会計論』新世社, 1995年。
- 梅原秀継『のれん会計の理論と制度—無形資産およ
び企業結合会計基準の国際比較—』白桃書房,
2000年。
- 岡崎隆造「英国会計基準書改訂案とM & A」『旬刊
商事法務』第1212号 (1990年4月), 19-22ペー
ジ。
- 黒川行治『合併会計選択論』中央経済社, 1999年。
- 篠原 繁「イギリスののれん償却論と会計基準の国際
的調和化」『會計』第150巻第1号 (1996年7
月), 61-74ページ。
- 白石和孝『知的無形資産会計』新世社, 1997年。
- 白石和孝『イギリスの暖簾と無形資産の会計』税務
経理協会, 2003年。
- 善積康夫「無形資産会計・報告の国際的動向—イギ
リス」『無形資産会計・報告の課題と展望』日
本会計研究学会特別委員会最終報告書, 2005年,
54-68ページ。

(受理 2005年10月20日)